

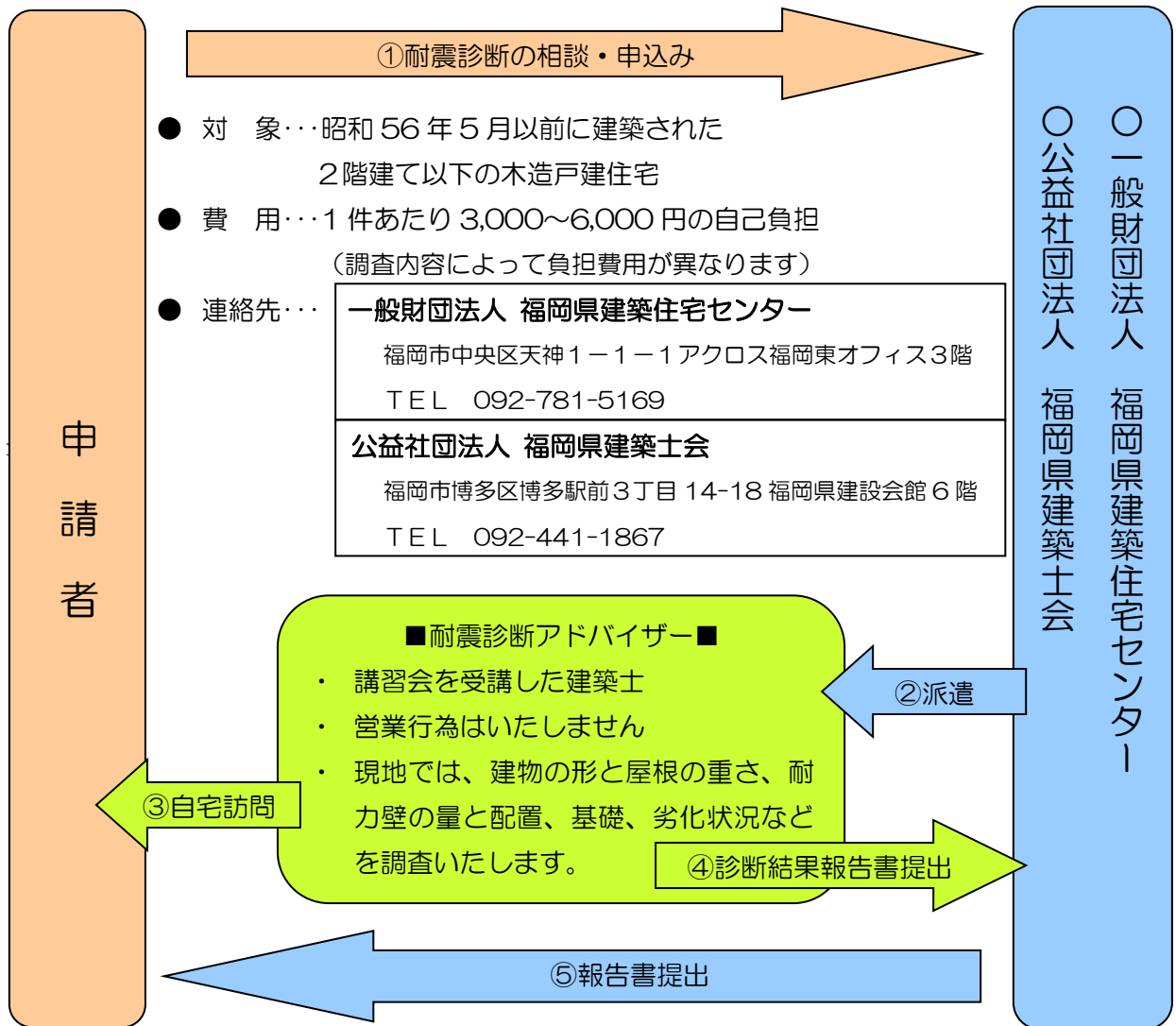
木造住宅の耐震診断・耐震改修の流れ

耐震診断

まずは耐震診断を！ 木造住宅耐震改修工事費補助を受けるために必要です。

○「福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度」の活用

※福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度とは、福岡県主催の講習会を受講し登録された建築士（耐震診断アドバイザー）が申請者宅を訪問し、耐震診断を行う制度です。



○一般診断法による耐震診断であれば、任意の建築士によるものでも可。

※一般診断法とは（一財）日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法

※耐震診断の結果

上部構造評点と判定

上部構造評点	判定	
1.5以上	倒壊しない	◎
1.0以上 1.5未満	一心倒壊しない	○
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある	△
0.7未満	倒壊する可能性が高い	×

上部構造評点が1.0未満のもの
⇒ 耐震改修が必要です！

耐震改修

耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上にする耐震改修工事を行うものです。

久留米市木造住宅耐震改修事業費補助事業のフロー

